

札幌市職員の

給与



市職員の
私がお答えします！

と 人事

このページに関するお問い合わせは

- 給与・勤務時間・休暇は 勤労課 ☎211-2082
- 職員数・人件費・サービスは 人事課 ☎211-2072
- 研修は 自治研修センター ☎866-3666



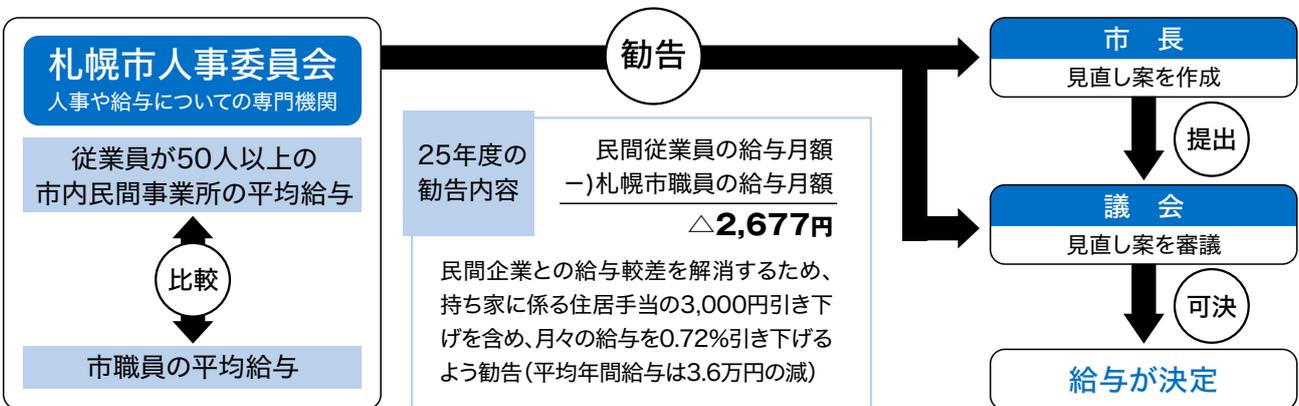
給与※はどうやって
決めているの？

※「給与」とは給料と手当を合計したもの

民間企業の給与などを
考慮して決めています



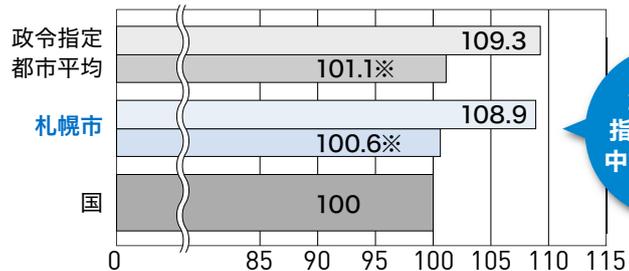
人事委員会が民間企業の従業員と市職員の給与を調査・比較。その結果を基に、市職員の給与について市長と議会に勧告を行います。市長は勧告内容を踏まえて、議会に給与の見直し案を提出。議会が審議し、給与を決定します。



■給与などの金額(25年4月1日現在)

平均給与 [月額]	357,558円 (行政職・平均年齢40.2歳)	
初任給 [月額]	大学卒	172,000円
	高校卒	143,100円
特別職の 給料・報酬 [月額]	市長	1,280,000円
	議長	1,040,000円
	議員	860,000円

■国の給料(月額)を100としたときの割合(ラスパイレス指数) (24年4月1日現在)



20政令
指定都市の
中で14番目

※国家公務員の、時限的な給与改定特例法による給料の減額がない場合

■職員に支給される手当(25年4月1日現在)※1

区分	内容
扶養手当	扶養親族のある職員に配偶者14,800円、配偶者以外は1人7,000円~8,000円を支給
地域手当	国家公務員に準じ、市内に勤務する職員に給料・扶養手当・管理職手当の合計額の3%を支給
住居手当	借家は27,000円を上限に家賃に応じて支給。持ち家は9,700円を支給※2
期末・勤勉手当	民間企業の賞与に当たるもの。年間3.95カ月分を支給
寒冷地手当	扶養親族の有無などに応じて、年間44,000円~116,800円を支給
管理職手当	課長職以上に対し、85,700円~144,600円を支給
特殊勤務手当	下水処理や有害物取り扱いなどの危険・不快・不健康な業務などを行う職員に支給

※1 このほか、通勤手当や単身赴任手当、勤務の実績に応じて支給される時間外・休日・夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、医師に支給される初任給調整手当があります

※2 持ち家に係る住居手当については、6,700円に引き下げよう人事委員会勧告がなされました